

大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画改正 新旧対照表

No.	該当箇所	旧（現行）	新（案）
1	p.2 第2章 行動計画の位置づけ 4)	<u>4) 本行動計画において、補完的支援の具体的な取組としては、地域の状況を理解している 被災自治体周辺の自治体からの支援が有効であると考えられることから、関東地方環境事務所と被災地近隣の自治体が連携し、被災自治体の災害廃棄物処理に係る業務（主に事務支援）等を支援する組織として関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置、運営等を行う。</u>	4) 行動計画における具体的な支援の取組は、次に掲げるとおりとする (1) <u>関東地方環境事務所と関東地域ブロック内の自治体が連携し、被災自治体の災害廃棄物処理に係る業務（主に事務支援）を支援する組織として関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置し、運営等を行う。</u> (2) <u>関東地域ブロック内における都県域を越えた一般廃棄物処理施設の広域的な連携体制が必要になった際にその調整を行う。</u>
2	p.5 第3章 表 3-2 関東ブロック都県の地域防災計画で想定される地震災害	都県の地域防災計画令和5年9月時点に合わせて更新。	
3	p.7 第3章 表 3-5 関東ブロック都県の地域防災計画で噴火による被害が想定される火山	都県の地域防災計画令和5年9月時点に合わせて更新。	
4	p.8 第3章 2) 想定する災害に対する処	災害廃棄物の処理期間は、被災都県及び被災市区町村が策定する災害廃棄物処理実行計画により設定さ	災害廃棄物の処理期間は、被災都県及び被災市区町村が策定する災害廃棄物処理実行計画により設定される。

	理期間について	れる。本行動計画における対応は、基本的には被災都県及び被災市区町村の 災害廃棄物処理実行計画に準じて行動する。参考として、過去の大規模災害における処理期間例を表 3-6 に示す。	行動計画における対応は、基本的には被災都県及び被災市区町村の 災害廃棄物処理実行計画に準じて行動する。参考として、過去の大規模災害における処理期間例を表 3-6 に示す。 <u>なお、関東地域が大きな影響を受ける首都直下地震では、最大で災害廃棄物が約1億1千万トン発生すると推計されている。</u>
5	p.9 第4章 4.1 各主体の基本的な役割と体制（平常時）	<p><都県></p> <p>3) 災害廃棄物処理対応のための円滑な広域連携を図るため、関係機関及び関係団体との連携を進める。</p>	<p><都県></p> <p>3) 災害廃棄物処理対応のための円滑な広域連携を図るため、関係機関及び関係団体との連携を進める。<u>また、自治体（一部事務組合等を含む。）が設置する一般廃棄物処理施設に係る災害廃棄物（家庭系可燃ごみ及びし尿を含む。以下この章において同じ。）の受入可能量、受入基準等の把握に努める。</u></p>
6	p.10 第4章 4.2 各主体の基本的な役割と体制（災害発生時）	<p><関東地方環境事務所></p> <p>4) <u>事務局として、『関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル（以下「運営 マニュアル」という。）』</u>に基づき、支援チームの設置業務を行う。設置後は、支援チームの中心として、支援メンバーの協力を得ながら、支援方針の決定、支援の実施、支援メンバーの安全確保に努める。</p>	<p><関東地方環境事務所></p> <p>4) <u>別に定める関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル（以下「運営マニュアル」という。）</u>に基づき、<u>事務局として支援チームの設置業務を行う。</u><u>支援チーム設置後は、支援メンバーの協力の下、支援方針の決定、支援の実施、支援メンバーとの情報共有及び安全確保に努める。</u></p> <p>5) <u>災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、都県域を超えた一般廃棄物処理施設による広域連携処理が必要と判断された場合は、別に定める関東ブロック一</u></p>

			<u>般廃棄物処理施設広域連携処理実施マニュアル(以下「広域連携処理実施マニュアル」という。)に基づき、被災都県と支援都県との調整を行う。</u>
7	p.10 第4章 4.2 各主体の基本的な役割と体制(災害発生時)		<p><都県></p> <p>4) <関東地方環境事務所> 5) に定める場合において、被災都県は、<u>広域連携処理実施マニュアルに基づき、広域連携処理が必要な自治体名及び災害廃棄物の量、性状その他その処理に必要な事項を取りまとめ、関東地方環境事務所を通じて他都県に対して広域連携処理の支援を要請する。広域連携処理の支援要請を受けた都県は、同都県内の自治体(一部事務組合等を含む。)が設置する一般廃棄物処理施設の稼働状況その他災害廃棄物の受入に必要な事項を勘案しつつ、災害廃棄物の受入の可否について調整し、その結果について関東地方環境事務所を通じて被災都県に通知する。</u></p>
8	p.10 第4章 4.2 各主体の基本的な役割と体制(災害発生時)		<p><市区町村></p> <p>4) <関東地方環境事務所> 5) に定める場合において、都県から被災自治体の災害廃棄物の受入を要請された自治体(一部事務組合等を含む。)は、当該自治体で設置する<u>一般廃棄物処理施設の稼働状況その他災害廃棄物の受入に必要な事項を勘案しつつ、可能な範囲で被災自治体の災害廃棄物を処理するよう努める。</u></p>

9	p. 16【資料】構成員名簿	令和6年3月18日時点に合わせて修正 清掃協議会等団体の表記は「会長」に留めて記載し、会長自治体名は削除。
---	----------------	--

※全体修正

p. 1 で大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画（以下「行動計画」という。）と定義しているため、以下「本行動計画」→「行動計画」

※ 関東ブロック一般廃棄物処理施設広域連携処理実施マニュアルは、次年度以降、速やかに策定するものとする。